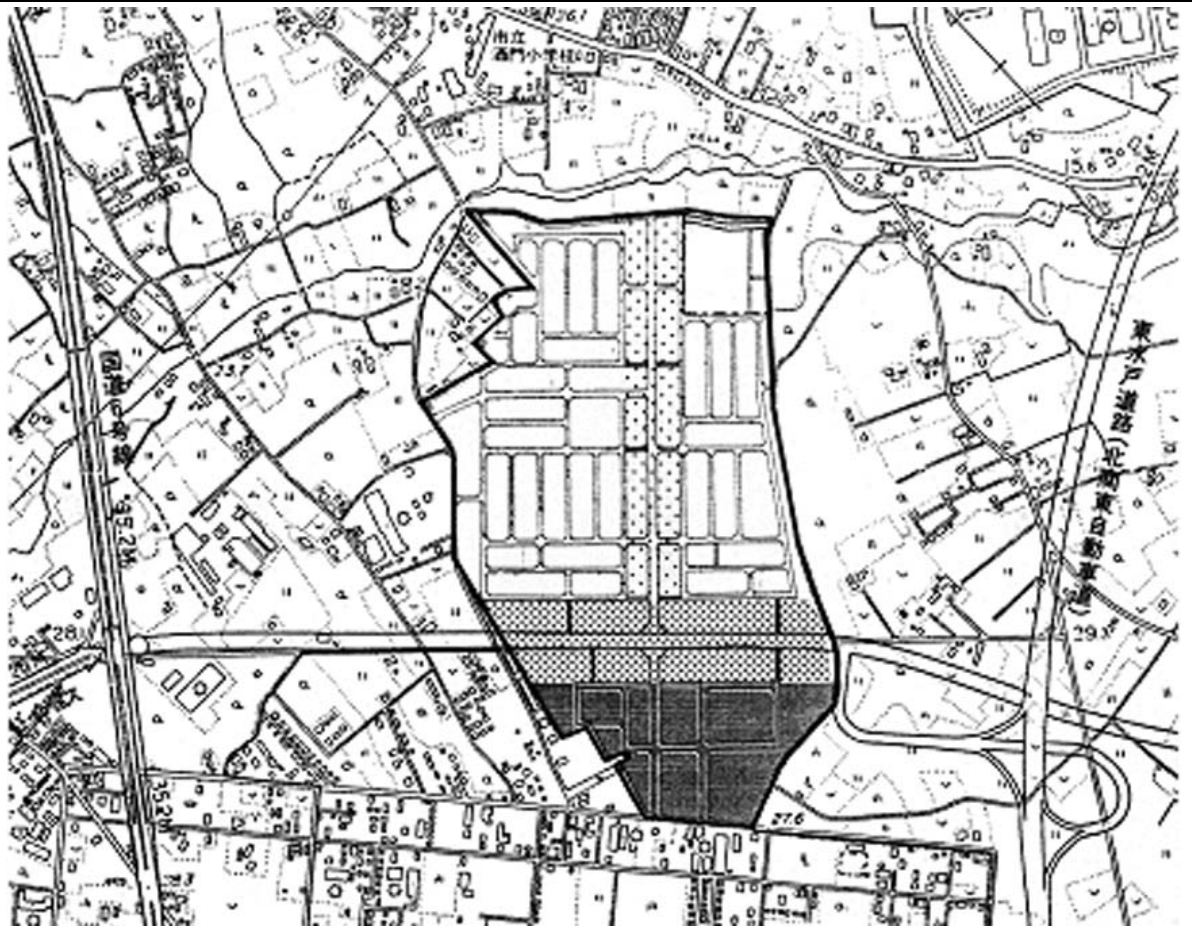


けやき台地区

地区の区分図



凡 例	
工業街区	
工業系沿道街区	
住居系沿道街区	
住宅街区	

地区計画の目標

当地区は、広域的交通体系に優れていることから、土地利用の混在やスプロール化の進行等の環境悪化を招く可能性が高まっているため、地区計画により、都市機能の合理的な複合化を図り、良好な都市近郊型市街地の形成を目指しております。

建築物の制限に関する内容

建築物の用途の制限（次の建築物は建てられません。）

工業街区	(1) 法別表第2(る)項に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ぬ)項に掲げる事業を営む工場 (3) 法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので、政令で定めるもの。ただし、「液化ガス」の貯蔵については、準工業地域として取り扱う。 (4) 前3号に定めるもののほか、次の建築物 ア 図書館、博物館その他これらに類するもの イ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 ウ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの エ カラオケボックスその他これに類するもの
工業系沿道街区	(1) 法別表第2(る)項に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ぬ)項に掲げる事業を営む工場 (3) 法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので、政令で定めるもの。ただし、「液化ガス」の貯蔵については、準工業地域として取り扱う。 (4) 前3号に定めるもののほか、図書館、博物館その他これらに類するもの
住居系沿道街区	(1) 法別表第2(へ)項に掲げる建築物 (2) 法別表第2(に)項に掲げるもののうち次の建築物 ア 工場（政令で定めるものを除く。） イ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 ウ ホテル又は旅館 エ 自動車教習所 オ 政令で定める規模の宿舍 (3) 法別表第2(ほ)項に掲げるもののうち次の建築物 ア マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの イ カラオケボックスその他これに類するもの
住宅街区	法別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建物

建築物の容積率，建ぺい率の最高限度

	容積率	建ぺい率
工業街区	200%	60%
工業系沿道街区		
住宅系沿道街区		
住宅街区	100%	50%

建築物の敷地面積の最低限度

工業街区	165㎡
工業系沿道街区	
住宅系沿道街区	
住宅街区	